経支第９３７号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定に基づき公告します。

令和８年１０月３０日

千葉県知事　　熊　谷　　俊　人

一　届出の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クリエイトSD酒々井町中央台店

印旛郡酒々井町中央台二丁目２４番地１

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー　代表取締役　瀧屋幸彦

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２

３　変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計

１，２５５㎡

４　変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計

１，６３７㎡

５　変更前の駐車場の収容台数

９８台

６　変更後の駐車場の収容台数

５３台

７　変更前の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前９時３０分、閉店時刻は午後９時

８　変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前９時、閉店時刻は午後９時４５分

９　変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時から午後９時３０分まで

10　変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時３０分から午後１０時まで

11　変更年月日

令和９年６月２１日

二　届出年月日

令和８年１０月２０日

三　届出及び添付書類の縦覧期間

令和８年１０月３０日から令和９年３月１日まで。

四　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

１　意見書の提出期間

令和８年１０月３０日から令和９年３月１日まで。

２　意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒２６０－８６６７

千葉県千葉市中央区市場町１－１

電話番号：０４３（２２３）２９３２

ファックス番号：０４３（２２７）４７５７